

# インターネット広告（バナー等）取扱規定

公益財団法人全国修学旅行研究協会

## （目的）

第1条 本規定は、公益財団法人全国修学旅行研究協会（以下、当協会）が制作・管理・運営するインターネット媒体に掲載する有料広告の取扱いに関して、必要な事項を定めるものです

## （広告媒体）

第2条 掲載を行う広告媒体は以下のものとする  
当協会の公式ホームページ「修学旅行ドットコム／修学旅行情報センター（Web）」（以下、協会ホームページ）内に表示されるバナー広告（以下、広告）画像で、原則広告主の指定するWEBページにリンクするもの

## （情報委員会の設置）

第3条 当協会におけるあらゆる情報の取り扱いについては、本部事務局内に「情報委員会」を設置し、これをもって担当するものとする  
なお、情報委員会の代表者（委員長）は本部事務局長をもって充てる

## （広告掲載に関する基準等）

第4条 広告掲載の依頼について、その掲載の是非にあたっては、以下の各号の基準に適合するか、情報委員会で審査を行うものとする

- 2 掲載を行う広告の内容については、当協会が公益財団法人としての社会的な信頼性・公平性・公益性を損なうことのない信頼度の高い情報でなければならない
- 3 次に掲げる内容のものについては、原則として掲載を行わない
  - （1） 政治活動、選挙、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝にかかわるもの
  - （2） 社会的な問題についての個人の主義または主張するもの
  - （3） 第三者を誹謗、中傷、排斥するもの
  - （4） 人権侵害、差別、名誉毀損となるもの又はそのおそれのあるもの
  - （5） 公序良俗に反する、又はそのおそれのあるもの
  - （6） 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
  - （7） 風俗、ギャンブル性のあるもの
  - （8） 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
  - （9） 法令又は条例若しくは規則に違反する、又は抵触するおそれのあるもの
  - （10） その他、掲載する広告として適当でないと当協会が認めるもの

## （禁止表現）

第5条 次の表現を含んだ広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与え

るおそれがあるため、禁止する

- (1) 「キャンセル」「閉じる」「いいえ」「×」等のボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」など、警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) テキストボックス（入力可能な領域があるような誤解を与えるもの）
- (4) プルダウンメニュー（下に選択肢があるような誤解を与えるもの）
- (5) ラジオボタン（選択が可能であるような誤解を与えるもの）
- (6) 全各号の他、入力等何らかの操作ができると誤解されるおそれのあるもの

（広告掲載料）

第6条 広告掲載料については、類似する広告の市場価格等を勘案し、当協会の情報委員会が決定する

- 2 広告主は、掲載決定後に当協会の指定する期日までに、前号の規定による広告掲載料を掲載期間に応じて一括前納するものとする

（広告の掲載位置及び募集件数）

第7条 広告を掲載するページ、位置及び枠数は当協会が指定する

（広告の掲載期間及び規格）

第8条 広告の掲載期間及び規格は当協会が定める

（広告原稿の作成及び提出）

第9条 広告主は、広告原稿（画像データ）を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする

- 2 広告原稿（画像データ）は、広告主の責任で作成するものとする

（掲載の申込）

第10条 申込者は所定の様式により、当協会に申し込まなければならない

- 2 当協会は、申込者に対し、会社案内等、申込者の概要の分かるもの、その他当協会が必要とする書類等を求めることができる
- 3 申込締切日は、掲載希望月起算して、前々月の末日までとする（但し、当該日が土・日曜または祝日の場合、その直前の平日まで）

（掲載の決定）

第11条 理事長は、次条に規定する情報委員会による審査結果を受けて、広告掲載の可否を決定する

- 2 当協会が規定する枠数に対し、広告掲載希望者が超えたときは、次の順位により決定する

なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる

- (1) 当協会の賛助会員である企業、団体、個人の広告
- (2) 国又は地方公共団体が出資し、又は出捐している法人又は団体の広告
- (3) 公益財団法人及び公益的団体の広告（前号に掲げるものを除く）
- (4) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
- (5) 前各号に掲げるもの以外の広告

- 3 前項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する

#### （広告主の届出義務）

第12条 広告主は、次の各号に該当する場合は、協会ホームページ広告申込内容変更の旨を速やかに当協会に届け出なければならない

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき
- (2) 広告を差し替えるとき
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき
- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき
- (5) 前各号に規定するもののほか、当協会の公式ホームページ広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき

#### （広告の内容等の変更）

第13条 当協会は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの規定等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる

#### （広告掲載の取消）

第14条 当協会は、次の各号に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載を取り消すことができる

- (1) 広告主のホームページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき
- (2) 広告主から広告掲載の取消しの申し出があったとき
- (3) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (4) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (5) その他、広告主の反社会的行為又は非社会的行為等、広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適當であると判断したとき

#### （広告掲載の取下げ）

第15条 広告主は自己の都合により、協会ホームページへの広告掲載を取り下げることができる

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げる場合、広告主は取り下げる日の5日前までに、

書面により当協会に申し出るものとする

- 3 第1項及び第2項の規定により、広告掲載を取り下げた場合、広告掲載料は返還しない

(広告掲載料の返還)

第16条 広告掲載料は、返還しない。ただし、当協会の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない

(協会ホームページとの区別)

第17条 次の表現については、利用者が協会ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする

- (1) 協会ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 利用者が、当協会の事業であると錯誤しやすいもの

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容、その他広告掲載に関する一切の責任を負うものとする

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、当協会に対して保証すること
- 3 広告主は、第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求があった場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする
- 4 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

(免責事項)

第19条 広告主は、次に掲げる理由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾しなければならない

- (1) ホームページの更新、修正等のための停止
- (2) サーバー及び通信回線等の点検、障害等による停止
- 2 前号の理由により広告の掲載が一定期間停止されたことによる掲載料金の返還、損害等を当協会に請求することはできないものとする
- 3 広告の掲載または広告不掲載に関した一切の責任は、広告主が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、当協会は賠償する責を負わない

(譲渡禁止)

第20条 広告主及び当協会は、契約に基づく権利もしくは義務、又は契約上の地位を他に譲渡することはできない

(規定の改廃)

第21条 この規定の改廃は、理事会の承認を得なければならない。運用に当たって疑義が生じたときは理事長が決する。

(その他)

第22条 この規定に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は当協会が別に定める

附則

(施行期日)

この規定は、平成24年5月30日から施行する。

平成18年8月1日から実施した規定は、この規定実施の日から廃止する。